

# 損害保険契約における 「雪災」に関する裁判例

弁護士 長野 浩三

## 第1 東京高判令和4年11月17日自保ジャーナル 2154号173頁

1 同裁判例は、降雪により、被保険者が所有する建物の折板屋根が損傷し、雪解け水が本件建物内に漏水したことから、店舗総合保険契約を締結している損害保険会社に対し、修理費用等の保険金を請求する事案である。

本件保険約款は「当会社(被告)は、この約款に従い、台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災(こう水、高潮等を除きます。)、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災(融雪こう水を除きます。))によって、保険の目的が損害を受け、その損害額が20万円以上になった場合には、その損害に対して、損害保険金を支払います。」とされている。

2 同裁判例は、「本件降雪が本件約款にいう『雪災』に該当するかを判断するに当たっては、保険契約成立時に発生するか否か不確定な事故であるかという観点から検討されるべきであり、本件の具体的事案に即していえば、保険契約の保険の目的である建物が降雪による積雪荷重により破損し、その破損個所から建物内部に雪解け水が浸水してきた場合であれば、建物が積雪荷重等により破損するか否かはもともと不確定であることから、上記『雪災』に当たるというべきであるが、建物が本件降雪に係る積雪荷重により破損したことがないのに、その屋根の経年劣化した部分や重なり合った部分に生じていた隙間部分を通して建物内部に雪解け水が浸水してきた場合であれば、積雪がいずれ融雪し、その雪解け水が建物の防水性能の劣る箇所から建物内部に浸水してくることはもともと確定していることから、上記『雪災』には当たらないというべきである。」とした。その上で、「本件においては、上記…で判示したとおり、本件事故が本件各建物の屋根の構造上、ほぼそのままの状態で屋根上に残存していた本件降雪に係る積雪が時間の経過を経て融雪し、これにより発生した雪解け水が四方の壁によって流出が阻まれ、屋根の折板屋根材の山ないし隙間の高さを超えて長期間に滞留し続けたことにより、折板屋根の経年劣

化した部分や重なり合った部分に生じていた隙間部分を通して本件各建物内部に雪解け水が大量に浸水してきたことにより生じたものである以上、本件事故は、本件約款にいう『雪災』に当たらず、保険事故には該当しないというべきである」とした。

3 同裁判例は雪解け水の漏水理由につき、雪解け水は長期間にわたって大量に発生したと考えられるのに対し、本件各建物の屋上部分に格別の排水設備は設けられておらず、雪解け水を含む降水の排水はといを通じての排水のみに委ねられていたから雪解け水の発生量がといによる排水量を上回った場合には、建物の屋根の四方が垂直に立ち上がった壁によって囲まれていたことにより、雪解け水は建物の屋根上に次第に滞留していったことが推認されること、建物の屋根の折板屋根材は、その重なり合った部分が折板屋根の山の接合箇所でもルトにより支持金具に固定されるという簡易な構造であって、建物の屋根については、その新築後1度もメンテナンスが実施されていなかったことに照らせば、少なくとも上記接合箇所については、その経年劣化が相当進んでいたと考えられること等から建物の屋根はぜい弱な防水性能しか有していなかったと考えられ、防水性能はせいぜい折板屋根の山ないし隙間の高さを超えない範囲で維持されていたにすぎなかった。建物においては、傾斜の有る屋根に比べてもともと水がたまりやすい構造であったことに加え、大量に発生した雪解け水が四方の壁によって流出が阻まれ、屋根の折板屋根材の山ないし隙間の高さを超えて滞留し続けたことにより、建物の屋根はいわば水没した状態となり、雪解け水が十分な防水性能を有していない屋根の経年劣化した部分や重なり合った部分に生じていた隙間部分を通して本件各建物内部へ大量に浸水してきたとした。

4 最高裁は、被保険者の上告を棄却した(最決令和5年4月26日上記自保ジャーナル)。

5 本件は、災害による建物等の保険金請求が多発している現在において、雪災の意義を明らかにしたもものとして参考になるが、「風災」、「水災」の意義についても共通して参考となる内容を含んでいるといえる。

## 第2 秋田地判平成9年3月18日判例タイムズ971号 224頁

1 同裁判例は、積雪の重みで鶏舎の屋根が落下した事故は、店舗総合保険普通保険約款の『雪災』にあ

たるとして保険金請求が認容された事例である。

同約款は、「台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災(こう水、高潮等を除きます。)、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災(融雪こう水を除きます。))によって保険の目的が損害を受け、その損害の額が二〇万円以上となった場合には、その損害に対して、損害保険金を支払います。」とされている。

- 2 同裁判例は、雪災の意義につき、「『雪災』の定義については、店舗総合保険普通保険約款に明示されていないし、必要にして十分な定義づけをすることも困難であるから、結局のところ、社会通念及び保険の目的にしたがって判断するよりほかない。

被告は、『雪災』とは、異常な気象状況(三〇年以上経験しなかったほど稀で極端な天候)によって生じた雪による災害であると主張するが、店舗総合保険普通保険約款上、『雪災』を右のように限定する条項はなく、保険事故として、『風害』と並んで『豪雪、なだれ等の雪災』が明記されている本件保険契約において(原告でも、台風被害の場合には三〇年に一度の台風に限定するような解釈はとっていないであろう。)、右約款の『雪災』の意味を右のように極めて限定して解さなければならない理由はない。この点をさらに敷衍すれば、証拠(…)及び弁論の全趣旨によれば、『雪災』の意味については、店舗総合保険普通保険約款及びパンフレットにその説明はなく、被告もこれといった明確なものを持ち合せておらず、実際に保険の勧誘及び契約を行う損害保険代理店にもその説明を行っていなかったこと、原告も、本件保険契約締結にあたって、損害保険代理店である…から雪で鶏舎が潰れたら保険金が支払われる程度の説明を受けただけであることが認められる。ところで、一般に普通契約約款の作成にあたって、相手方が関与することはなく、相手方の意向が約款に反映されることはないから、約款の不明瞭な部分に関しては、作成者にその危険を負わせ、約款の作成者に不利に、相手方に有利に解釈されるべきである。したがって、約款上まったく明記されていないにもかかわらず、『雪災』にあたる場合を、被告主張のように限定する解釈は受け入れることはできない。

そして、店舗総合保険普通保険約款の意味内容は、約款に書かれた文字をみて、一般人がどう判断するか、言い換えれば社会通念を基準とすべきであり、このような見地から本件をみると、前記21で認定した事実によれば、本件各鶏舎は、豪雪地帯対

策特別措置法で豪雪地帯、特別豪雪地帯指定地域に指定されている山本郡山本町にあり、同地方でも七年ぶりの大雪によって、本件各鶏舎の屋根が落下したものであるから、社会通念からみて、本件事故は、店舗総合保険普通保険約款一条二項の『雪災』に当たるものと認めるのが相当である。」とした。

- 3 本件は約款解釈におけるいわゆる、作成者不利の原則を判示したものである。約款は一方当事者が定め、他方当事者はその策定に関与しないため、他方当事者に不利とならないように作成者に不利に解釈すべきとするものである。

本件では、まさに作成者が作成者に有利な解釈を主張したところ、同主張が認められず、他方当事者に有利に解釈された事例であるが、一般的な保険約款の解釈でも参考になる事例である。